様式第３号

ノートパソコン及び周辺機器貸与申込書

令和 年　　月　　日

大阪市立大学　御中

ノートパソコン及び周辺機器の貸与を希望します。

上記を借用の際には、別紙の借入事項を遵守します。

1. 申込者（被貸与者）

|  |  |
| --- | --- |
| 入学年度 | 年度 |
| 所属 | 学部・研究科　　　　　　　　　　　　　　　　学科・専攻 |
| 学籍番号  （もしくは受験番号） |  |
| フリガナ |  |
| 氏名 |  |
| 住所 | 〒　　　－ |
| 電話番号 | 携帯電話　　　　　　　　　　　　　　固定電話 |
| メールアドレス |  |

2. 貸与を希望する機器（いずれかにチェックしてください）

□ ノートパソコン及びモバイルWi-Fiルータ

□ ノートパソコンのみ

3.申込者の生計を維持している者の年収が590万円未満である場合の提出書類

□ ノートパソコン及び周辺機器貸与申込書（様式第３号）

□ 申込者の生計を維持している者の最新の課税証明書（写し）

4.3の条件に関わらず、機器の貸出を希望する特別な理由がある場合、もしくは最近の家計急変により最新の課税証明書では申込者の生計を維持している者の年収が590万円未満であることを証明できない場合の提出書類

　 □ ノートパソコン及び周辺機器貸与申込書（様式第３号）

　 □ ノートパソコン及び周辺機器貸与にかかる理由書（様式第４号）

別紙

【借入事項】

１．被貸与者の貸与期間は令和４年２月28日までとし、遅滞なく大阪市立大学教育推進課へ返却するものとする。

２．被貸与者は、その貸与を受けた時から貸与機材について保管管理等の義務を負う。

３．被貸与者は、貸与機材についてハードウェアに一切の変更を加えてはならない。また、ソフトウェアのインストール、削除などの変更を加えてはならない。ただし、授業における指示によるソフトウェアの設定、セキュリティ対策の設定などはこの限りではない。

４．被貸与者は、貸与機材をいかなる形態であれ、他者に転貸してはならない。

５．被貸与者は、貸与機材をいかなる形態であれ、担保物件としてはならない。

６．被貸与者は、貸与機材のソフトウェアをいかなる形態であれ、複製してはならない。

７．被貸与者は、貸与機材のセキュリティに配慮し、貸与期間中は必要なOSのセキュリティ対策をし、ウィルス対策ソフトウェアは絶えず必要な更新がなされるように運用しなければならない。

８．**被貸与者は、貸与機材を学修以外に使用してはならない。**

９．被貸与者は、貸与機材について大学管理者の指示がある時は、その指示に従わねばならない。また休学、退学、自己でノートパソコンを購入するなど**貸与理由が消滅した時は、直ちに返却しなければならない。**

10．被貸与者は、貸与期間中の消耗品は自己で賄わねばならない。

11．貸与機材を**返却する場合は、必要なファイル等は各自の責任でバックアップをとらなければならない。**（貸与機材は返却後直ちに初期化がなされる。）

12．被貸与者は、上記に掲げる事由に違反して損害を生じさせた場合は、そのすべてについて賠償する責任を負うものとする。